

○京都府自治会館管理組合職員のサービスの宣誓に関する条例

(平成8年3月18日条例第12号)

改正 令和2年2月19日条例第2号 令和3年11月1日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基づき、職員の職務の宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員のサービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、その職務を行う前に管理者に対し、別記様式による宣誓書に署名し、自ら提出しなければならない。

2 地方公務員法第22条第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、管理者は別の定めをすることができる。

(令2条例2・令3条例2・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年2月19日条例第2号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月1日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）（令3条例2・一部改正）

宣 誓 書

私は、ここに日本国憲法を尊重かつ擁護し、地方公務員として地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべく責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

（氏名）